

副 本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

準備書面(1)

令和4年2月9日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告東京都指定代理人 加 藤 真 理

同 松 岡 史 明

同 寺 本 孝 規

同 松 本 渉

同 高 橋 一 光

略語表

【原告関係者】

原告会社	原告大川原化工機株式会社
原告大川原	原告大川原正明
亡相嶋	相嶋靜夫
原告島田	原告島田順司
原告大川原ら3名	原告大川原、亡相嶋、原告島田
原告会社[■]	原告会社従業員である[■]
原告会社[■]	原告会社取締役である[■]
原告会社[■]	原告会社従業員である[■]
原告[■]	原告相嶋[■]

【警視庁関係者】

外事一課	警視庁公安部外事第一課
外事一課員	外事一課に所属する警察官
[■]警部補	外事一課[■]警部補

【その他の関係者】

[■]検事	東京地方検察庁[■]検事
安保管理課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
C I S T E C	一般財団法人安全保障貿易情報センター
四ノ宮教授	防衛医科大学校四ノ宮成祥教授
清水准教授	千葉大学大学院医学研究院清水健准教授
佐々木教授	武藏野大学薬学部佐々木次雄客員教授
浦島教授	東京慈恵会医科大学浦島充佳教授
矢野教授	金沢学院大学人間健康学部矢野俊博教授
大久保教授	東京医療保健大学大久保憲名誉教授

【事件関係】

本件噴霧乾燥器 1	噴霧乾燥器 R L - 5
本件噴霧乾燥器 2	噴霧乾燥器 L - 8 i
本件各噴霧乾燥器	本件噴霧乾燥器 1 及び 2
本件被疑事件 1	本件噴霧乾燥器 1 に係る事件
本件被疑事件 2	本件噴霧乾燥器 2 に係る事件
本件各被疑事件	本件被疑事件 1 及び 2
本件任意取調べ	原告島田に対する平成 30 年 1 月 11 日から令和 2 年 2 月 10 日までの間の 39 回の任意の取調べ
本件弁解録取	令和 2 年 3 月 11 日に原告島田を逮捕した直後の弁解録取
弁解録取書①	■ 警部補が最初に作成した弁解録取書
弁解録取書②	原告島田の求めに応じて再度作成した弁解録取書
本件箇所	弁解録取書①の「社長の大川原正明と現顧問の相嶋靜夫から指示された「非該当で輸出する」との方針に基づき」との記載

【法令等】

外為法	外国為替及び外国貿易法国家賠償法
国賠法	国家賠償法
AG	オーストラリア・グループ
ガイダンス	「輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材」
ハンドブック	「Australia Group Common Control List Handbook」
本件通達	昭和 62 年 1 月 6 日付け輸出注意事項 62 第 11 号・62 貿局第 322 号「輸出貿易管理令の運用について」
本件省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき

	貨物又は技術を定める省令
本件要件ハ	本件省令2条の2第2項5号の2ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」

目 次

第1 請求の原因に対する認否	8
1 「第1 概要」について	8
2 「第2 事実」について	9
(1) 「1 当事者」について	9
(2) 「2 本件各噴霧乾燥器の輸出」について	10
(3) 「3 法令及びその運用状況」について	10
(4) 「4 本件各噴霧乾燥器の性能（滅殺菌要件との関係において）」について	
	15
(5) 「5 警視庁公安部による捜査（捜索差押前）」について	16
(6) 「6 捜索差押、及び任意の取調」について	26
(7) 「7 逮捕、勾留及び起訴並びに起訴後の身体拘束」について	26
(8) 「8 亡相嶋の胃癌発覚並びに保釈請求及び勾留執行停止申立」ないし 「12 公訴棄却」について	27
3 「第3 本件各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないこと」について	
	27
(1) 「1 爭点」について	27
(2) 「2 本件要件への意義と本件各噴霧乾燥器の要件該当性」について	27
(3) 「3 捜査機関の定立する殺菌概念と本件各噴霧乾燥器の性能」について	
	29
(4) 「4 小括」について	31
4 「第4 捜査機関による逮捕及び勾留請求が違法であること」について	31
(1) 「1 概要」について	31
(2) 「2 逮捕及び勾留請求の国家賠償法上の違法性判断基準について」につ いて	
	31
(3) 「3 公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること」について	31
(4) 「4 捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による「殺菌」を	

立証できないことを看過した点が違法であること」について	35
5 「第5 [] 警部補の原告島田に対する取調べが違法であること」について	38
(1) 「1はじめに」について	38
(2) 「2本件任意取調べの違法性」について	38
(3) 「3本件弁解録取の違法性」について	41
6 「第6 [] 検事による公訴提起が違法であること」について	44
7 「第7 損害」について	44
8 「第8 経済産業省関連の検査メモの開示」について	44
9 「第9 結語」について	44
第2 本件の事実関係	44
1 本件各被疑事件に係る犯罪事実の概要	44
2 本件各被疑事件の検査経緯	44
(1) 噴霧乾燥器メーカーからの聴取	44
(2) 噴霧乾燥器ユーザーからの聴取	45
(3) 有識者からの聴取	46
(4) 検査方針の検討	48
(5) 細菌の耐熱性実験	49
(6) 本件各噴霧乾燥器と同型器を用いた乾熱実験	50
(7) 曝露防止に関する聴取	51
(8) 安保管理課に対する照会及び同課からの回答	51
(9) 検査差押えの実施	52
(10) 原告大川原ら3名に対する任意の取調べ	52
(11) 原告会社社員等に対する任意の取調べ	53
(12) 検査差押えの実施及び原告大川原ら3名の逮捕	55
(13) 原告大川原ら3名に対する本件被疑事件1に係る逮捕後の取調べ等	55
(14) 原告大川原ら3名の再逮捕及び取調べ等	58

(15) 公訴提起及び公訴棄却決定 58

第3 原告らの主張に対する反論 59

被告東京都は、本準備書面において、訴状記載の請求の原因に対する認否し（後記第1）、本件の事実関係について主張する（後記第2）。

なお、本書面において訴状を引用する場合は、ページ数のみを記載する。

第1 請求の原因に対する認否

原告らは、訴状の第4の2（83ページ）において、「(略)被疑者の逮捕（略）は、刑事訴訟において無罪判決が確定したというだけで直ちに違法となることはないとしても、逮捕（略）の時点において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、刑事訴訟法199条（略）本文が定める犯罪の嫌疑を判断する上で、客観的に合理的な根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ていなかったのであれば、国家賠償法1条1項の適用上、違法と評価されるべきである（略）。」と主張しているところ、この限りにおいては、被告東京都に格別の異論はない。

そして、被告東京都は、本訴において、公訴棄却の決定そのものを争ったり、現在においてもなお、原告大川原化工機株式会社（以下「原告会社」という。）、原告大川原正明（以下「原告大川原」という。）、相嶋靜夫（以下「亡相嶋」という。）及び原告島田順司（以下「原告島田」といい、原告大川原及び亡相嶋と併せて、「原告大川原ら3名」という。）に係る外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反が成立するなどと主張するつもりはなく、あくまで警視庁公安部外事第一課（以下「外事一課」という。）に所属する警察官（以下「外事一課員」という。）の当時の捜査経緯を検討した場合に、外事一課員の職務行為に国家賠償法（以下「国賠法」という。）上の違法はないことを主張するものであり、以上のことを前提として、請求の原因に対する認否を行うものである。

1 「第1 概要」（8ないし10ページ）について

(1) 1について

不知であるが、特に争わない。

(2) 2について

ア 第1段落及び第2段落について

おおむね認める。

ただし、原告大川原ら3名に対して勾留請求がなされたのは、令和2年3月12日及び同年5月27日である。

イ 第3段落について

原告大川原ら3名に対し、令和3年8月2日に東京地方裁判所において公訴棄却決定がなされたことは、認める。

その余は、相被告国に関する事項であり、認否の限りでない。

(3) 3について

ア 第1段落について

おおむね認める。

ただし、捜索差押えから大川原正明ら3名の逮捕までは約1年5か月であり、役職員50名に対し延べ291回の任意の取調べが行われている。

イ 第2段落について

亡相嶋が令和3年2月7日に死亡したことは、認める。

その余は、知らないしは相被告国に関する事項であり、認否の限りでない。

(4) 4について

相被告国に関する事項であり、認否の限りでない。

(5) 5について

ア 第1段落ないし第3段落について

否認ないし争う。

イ 第4段落について

相被告国に関する主張であり、認否の限りでない。

2 「第2 事 実」(11ないし69ページ)について

(1) 「1 当事者」(11及び12ページ)について

ア (1)ないし(4)について

認める。

イ (5)について

不知。

ウ (6)について

本訴が、外事一課員による公権力の行使に関して、国賠法に基づき、被告東京都に対して損害賠償を求める訴訟であるとの限りで、認める。

(2) 「2 本件各噴霧乾燥器の輸出」(12ページ)について

ア (1)及び(2)について

おおむね認める。

ただし、BASF Advanced Chemicals Co., Ltd. が世界最大の総合化学メーカーとして知られているとの点、LG Corporationが大韓民国における最大手の化学薬品メーカーとして知られているとの点は、不知。

また、原告会社が噴霧乾燥器 L-8 i を大韓民国に向けて輸出したのは平成30年2月21日である。

イ (3)について

(ア) 第1文及び第2文について

認める。

(イ) 第3文について

不知。

(3) 「3 法令及びその運用状況」(13ないし27ページ)について

ア 「(1) 國際輸出管理レジーム及び国内法」(13ないし20ページ)について

(ア) 「ア 輸出管理規制の概要」(13及び14ページ)について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

不知。

c 第3段落について

認める。

d 第4段落ないし第6段落について

オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）が昭和60年に発足し、日本を含む42か国及びEUが参加していること、日本において、経済産業省が輸出管理法令を所管していることは、認める。

その余は、不知。

(イ) 「イ 噴霧乾燥器の規制要件」(14ないし16ページ)について

a 第1段落について

噴霧乾燥器が、生物化学兵器の製造等に転用されるおそれのあるものとして、平成24年のAG会議で規制対象とすることが合意されたことは、認める。

枠内については、AG原文及び原告ら訴訟代理人が和訳したものであるため、特段認否しないが、「c)定置した状態で滅菌または消毒することができるもの」との部分は、日本における規制要件においては、「消毒」ではなく「殺菌」である。

b 第2段落について

認める。

c 第3段落について

不知。

d 第4段落及び第5段落について

認める。

e 第6段落について

「disinfected」が微生物学及び医療分野においては「消毒」を意味する語であるとの見解があること、外事一課員の捜査の過程において当該見解に沿う内容を述べていた有識者がいたことは、認める。

主張は争う。

(ウ) 「ウ 本件要件ハの趣旨」(16ページ)について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

不知。

c 第3段落及び第4段落について

噴霧乾燥器のうち、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」が規制の対象とされていることは、認める。

噴霧乾燥器による噴霧乾燥の際、製造された粉体の大部分が製品回収用のポットで回収されるが、装置内部に付着ないし堆積した粉体が回収されずに残るとの点は、外事一課において、噴霧乾燥器による粉体製造実験をしていないため、不知。

主張は争う。

(エ) 「エ 滅殺菌に関する定義」(16ないし20ページ)について

a 「(ア) AGにおける定義」について

不知。

b 「(イ) 日本における解釈」について

(a) 第1段落及び第2段落について

認める。

(b) 第3段落について

不知。

(c) 第4段落ないし第8段落について

外事一課が、原告会社及び原告大川原ら3名を被疑者とする外為法違反被疑事件において、対象貨物である噴霧乾燥器RL-5（以下「本件噴霧乾燥器1」といい、当該機器に係る事件を「本件被疑事件1」という。）及び噴霧乾燥器L-8i（以下「本件噴霧乾燥器2」といい、当該機器に係る事件を「本件被疑事件2」という。）

また、本件噴霧乾燥器1及び2を併せて「本件各噴霧乾燥器」とい
い、本件被疑事件1及び2を併せて「本件各被疑事件」という。)に付属する乾燥用ヒーターを用いて装置内部に熱風を送ることで、内部の特定の菌を死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができる」との規制要件に該当すると判断したことは、認める。主張は争う。

イ 「(2) 他のA G参加国における法令」(20及び21ページ)について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落及び第3段落について

不知。

(ウ) 第4段落について

A Gが世界中の先進国において同一の意義を有する滅菌又は殺菌概念として法令化されているとの点は、不知。

主張は争う。

ウ 「(3) 国内における運用状況」(21ないし25ページ)について

(ア) 「ア 経済産業省の所掌事務」(21ページ)について

不知。

(イ) 「イ 経済産業省によるマトリクス表における表記」(21ないし23ページ)について

「貨物・技術の合体マトリクス表」が経済産業省安全保障貿易管理に関するホームページに掲載されていることは、認める。

その余は、不知。

(ウ) 「ウ 輸出管理品目ガイダンスにおける記述」(23ページ)について

一般財団法人安全保障貿易情報センター(以下「C I S T E C」という。)が、「輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材」(以下「ガイダンス」という。)を発行していること、ガイダンス(甲5号証

及び甲 6 号証) の記載内容は、認める。

その余は、不知。

(I) 「エ 経済産業省による原告会社への指導監督の状況」(23ないし25ページ)について

原告会社が、平成25年10月以降、原告大川原ら3名が本件被疑事件1につき逮捕されるまでの間、本件各噴霧乾燥器を含む噴霧乾燥器を輸出するに際し、外為法48条1項に基づく輸出許可申請を行っていないかったこと、平成28年7月、CISTEC職員に対し、噴霧乾燥器の乾燥運転で結果的に殺菌することができる場合がある旨、原告会社製の噴霧乾燥器に規制該当品はない旨を回答したことは、認める。

その余は、不知。

(オ) 「オ 他社における輸出許可申請の状況」(25ページ)について

外事一課員が聴取した噴霧乾燥器メーカーのうち、平成25年10月15日以降、原告会社が本件各噴霧乾燥器を輸出するまでの間、外為法48条1項に基づく輸出許可申請を行ったことがあるのは藤崎電機株式会社のみであったことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

(カ) 「カ 小括」(25ページ)について

争う。

エ 「(4) 他国における運用状況」(26及び27ページ)について

米国政府発行の「Australia Group Common Control List Handbook」

(以下「ハンドブック」という。) の存在については、認める。

ハンドブックがAGの公認解説書であるとの点は、否認する。

ハンドブックには、AGの公式刊行物ではない旨が明記されている(乙1号証の1及び2)。

その余の事実は、不知。

主張は争う。

(4) 「4 本件各噴霧乾燥器の性能（滅殺菌要件との関係において）」（27ないし33ページ）について

ア 「(1) 定置した状態での装置内部の「sterilization」（滅菌）」及び「(2) 定置した状態での装置内部の「disinfection」（消毒）」（27ページ）について

不知。

イ 「(3) 本件各噴霧乾燥器の乾熱性能」（28ないし31ページ）

(ア) 「ア 乾熱性能上の特徴」（28ページ）について

a 第1段落及び第2段落について

一般論として、認める。

b 第3段落及び第4段落について

本件各噴霧乾燥器には、乾燥室内及びサイクロンへのダクト部内に、内部温度等を測定する計器を挿入するための突起部位が存在することは、認める。

その余は、不知。

(イ) 「イ 乾熱時の内部温度（粉体なし）」ないし「エ 乾熱による殺菌性能」（28ないし31ページ）について

不知。

ウ 「(4) 曝露を防止する性能」（31ないし33ページ）

(ア) 「ア 本件各噴霧乾燥器は曝露防止のための構造を有していない」（31及び32ページ）について

輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」という。）2条の2第2項5号の2ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（以下「本件要件ハ」という。）の趣旨が、噴霧乾燥器を用いて粉体化した細菌の製造前後における作業者の曝露防止であること、本件各噴霧乾燥器において、付属の乾燥用ヒーターから装置内部に送り

込まれる熱風は、乾燥室、サイクロン等を通過して、排風機からダクトへと排出される（オープン型）こと、本件噴霧乾燥器1には、排風機の先に「HEPAフィルタ」と呼ばれる集塵フィルタが取り付けられていることは、認める。

その余の事実は、不知。

主張は争う。

(イ) 「イ 粉体飛散の実験」（32及び33ページ）について
不知。

(5) 「5 警視庁公安部による捜査（搜索差押前）」（33ないし54ページ）
について

ア 「(1) 噴霧乾燥器メーカー及びユーザーにおける状況の捜査」（33ないし37ページ）について

(ア) 「ア 概要」（3.3ページ）について
認める。

(イ) 「イ 国内の噴霧乾燥器のメーカーにおける該非判定の状況」（33ないし35ページ）について

a 第1段落ないし第7段落について
おおむね認める。

ただし、外事一課員が訴状記載の捜査を行ったのは、平成29年5月から同年12月頃までの間である。

また、株式会社パウダリングジャパンは、オープン型のシステムでは外気から細菌が流入してしまうと述べたものの、HEPAフィルタを通して外気を取り込めば細菌は流入しない旨も述べている。

b 第8段落について

外事一課員が聴取した国内の噴霧乾燥器メーカー各社のうち、外為法に基づき輸出許可申請をした事実が確認できたのは藤崎電機株式会社のみであったことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

c 第9段落について

外事一課員が、日本ビュッヒ株式会社、G E A プロセスエンジニアリング株式会社、株式会社パウダリングジャパン、アイエスジャパン株式会社からの聴取に係るメモについて、聴取結果報告書を作成しなかつたこと、同メモを起訴前に検察官に引き継がなかつたとの限りで、認める。

(ウ) 「ウ 噴霧乾燥器のユーザーにおける乾熱滅菌・乾熱殺菌の実態」

(35ないし37ページ)について

a 第1段落について

おおむね認める。

ただし、外事一課員が訴状記載の捜査を行った期間は、平成29年5月から同年12月頃までの間である。

b 第2段落について

外事一課員が、国内において、商業ベースの工程として、噴霧乾燥器を乾燥運転後に分解洗浄ないし定置洗浄を経ずに、当該機器付属のヒーターによる乾熱で内部の殺菌を行っているユーザーがほとんどない事実を把握したとの限りで、認める。

ただし、外事一課員は、国内の噴霧乾燥器ユーザーから、空焚きによって内部の殺菌は可能である旨も聴取している。

c 第3段落ないし第9段落について

おおむね認める。

ただし、外事一課員は、国内の噴霧乾燥器ユーザーから、噴霧乾燥器内に粉体が残ったまま洗浄せずに乾燥運転するのみでも内部を殺菌することは可能である旨を聴取している。

d 第10段落について

外事一課員が、森永乳業株式会社、小川香料株式会社、長谷川香料

株式会社、ナガセ医薬品株式会社、大阪府立環境農林水産総合研究所からの聴取に係るメモについて、聴取結果報告書を作成しなかったこと、同メモを起訴前に検察官に引き継がなかつたとの限りで、認める。

イ 「(2) 「殺菌」の解釈」(37ないし44ページ)について

(ア) 「ア 四ノ宮教授からの聴取」(37ないし39ページ)について

a 第1段落及び第2段落について

おおむね認める。

ただし、外事一課員が防衛医科大学校四ノ宮成祥教授（以下「四ノ宮教授」という。）から訴状記載の聴取を行ったのは、平成29年5月18日から平成30年3月28日までの間である。

b 第3段落及び第4段落について

否認ないし争う。

(イ) 「イ 警視庁公安部による殺菌の解釈」(39ページ)について

おおむね認める。

ただし、本項②の「不特定多数」との記載は、「滅菌」を意味するものではない。すなわち、本件省令2条の2第1項2号に規定する細菌のうち、1つ以上を殺す性能を有する噴霧乾燥器であれば、「殺菌」をすることができる噴霧乾燥器に該当すると判断し、捜査報告書に「不特定多数」と記載したものである。

(ウ) 「ウ 警視庁公安部による殺菌解釈の前提の捏造」(40及び41ページ)について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落ないし第4段落について

外事一課████████警部補（以下「████████警部補」という。）作成の千葉大学大学院医学研究院清水健准教授（以下「清水准教授」という。）に係る聴取結果報告書に、殺菌の解釈について、聴取時に作成された

メモに記載がない文章が記載されていること（ただし、当該メモには、「殺菌とは、ある特定の菌をすべて殺すこと」との記載があり、清水准教授は四ノ宮教授と同様の見解を有していたものである。すなわち、

警部補は、清水准教授の見解が四ノ宮教授の見解と同様である旨を聴取したのは間違いないが、メモへの詳細な記載が省略されたにすぎないものである。）、外事一課 警部補作成の武藏野大学薬学部佐々木次雄客員教授（以下「佐々木教授」という。）に係る聴取結果報告書に、「潜在的な微生物」の意義について、「特定の菌や不特定多数の菌」のことを指しているとの表現で、特定の菌を意味する場合があることが記載されていることは、認める。

その余は、否認ないし争う。

佐々木教授に係るメモには、「不特定多数の細菌（特定できていれば特定した菌）」（下線は引用者による。）と、潜在的な微生物の意義について、特定の菌も意味することが記載されている。

(I) 「エ 異論を唱える多くの有識者の見解」（41ないし43ページ）について

a 第1段落及び第2段落について
おおむね認める。

ただし、外事一課は、四ノ宮教授及び東京慈恵会医科大学浦島充佳教授（以下「浦島教授」という。）の聴取結果のみに依拠したわけではないし、異論を唱える有識者が多数いたものでもない。

b 第3段落ないし第5段落について
おおむね認める。

ただし、金沢学院大学人間健康学部矢野俊博教授（以下「矢野教授」という。）は、「滅菌レベルまで殺すことを要するのではないか」と述べたものであって、「滅菌レベルまで殺すことを要すると思われる」と述べたものではないし、東京医療保健大学大久保憲名誉教授（以下

「大久保教授」という。)は、通常、乾熱滅菌の場合の指標菌はバチラス属(芽胞形成菌〔被告指定代理人注記：物理・化学的処理に対する抵抗性が強い菌であり、炭疽菌、ボツリヌス菌、ウェルシュ菌等がある。〕)を使用する旨を述べたものであって、「『殺菌できるもの』の証明としては」「バチラス属の芽胞形成菌を使用すべき」と述べたものではない。

c 第6段落ないし第9段落について

外事一課員が、平成29年12月までに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課(以下「安保管理課」という。)の担当者と打ち合わせた際、滅菌(殺菌ではない。)ための指標菌はバチラス属(芽胞形成菌)にした方がよいのではないかという趣旨の話があったこと、外事一課員が、矢野教授、健栄製薬株式会社研究開発部部長ら、大久保教授及び安保管理課の担当者からの聴取結果について、聴取結果報告書を作成しなかったこと、聴取した内容を記載したメモを起訴前に検察官に引き継がなかったとの限りで、認める。

その余は、否認ないし争う。

(オ) 「オ 法令及び本件通達解釈の文言の不備」(43及び44ページ)
について

a 「(ア) 有識者からの指摘」について

外事一課員が、有識者からの聴取の過程において、本項記載の教授らから、「disinfected」及び「infectivity」の和訳について、本項記載の見解を聴取したとの限りで、認める。

ただし、外事一課員は、佐々木教授から、乾熱や熱風で行う殺菌が消毒と言えないというものではない旨、「伝染」と「感染」は同じことである旨も聴取している。

b 「(イ) 致命的な不備の不検証」について

外事一課員が、四ノ宮教授らから、AG原文の「disinfected」及

び「infectivity」の和訳について、「消毒」及び「感染」と訳した方が分かりやすい旨を聴取していたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

ウ 「(3) 経済産業省からの聴取」(44及び45ページ)について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

外事一課員が、安保管理課の担当者と面談した過程において、同担当者の知る限り、日本国内において噴霧乾燥器を洗浄せずに内部の乾熱殺菌を行っているユーザーはない旨、乾熱実験を行うのであれば、滅菌（殺菌ではない。）ための指標菌はバチラス属（芽胞形成菌）にした方がよいのではないかという旨の話があったことは、認める。

その余は、否認する。

(ウ) 第3段落について

外事一課員が、安保管理課からの聴取結果について、聴取結果報告書を作成しなかったこと、メモを起訴前に検察官に引き継がなかったとの限りで、認める。

エ 「(4) 細菌の耐熱性試験」(45ないし48ページ)について

(ア) 「ア 概要」ないし「エ 千葉大学 清水健准教授による実験（2回目）」(45ないし47ページ)について

認める。

(イ) 「オ 噴霧乾燥器内部に粉体が堆積した状態での耐熱性試験の不実施」(47及び48ページ)について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落ないし第4段落について

████████警部補が、平成29年12月4日、同年11月22日の乾熱滅

菌器での実験を終えていた清水准教授に架電し、訴状①及び②記載の見解を聴取したことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

なお、外事一課員は、訴状①及び②記載の見解につき、電話聴取のみでなく、供述調書を作成している。

c 第5段落について

おおむね認める。

ただし、大阪府立環境農林水産総合研究所は、粉体の状態で乾燥運転したことはないがとの留保付きで、同段落記載の見解を述べたものである。

d 第6段落及び第7段落について

外事一課員が、平成29年12月14日、岐阜大学田中香お里教授（以下「田中教授」という。）から事情聴取したことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

e 第8段落について

外事一課員が、大阪府立環境農林水産総合研究所及び田中教授からの聴取結果について、聴取結果報告書を作成しなかったこと、メモを起訴前に検察官に引き継がなかったとの限りで、認める。

f 第9段落について

外事一課員が、平成31年1月12日に原告大川原の取調べを行った際、同人が、乾燥させた菌（「粉体になった菌」とは述べていない。）はなかなか死なない旨、一旦ウェットにしなければならない旨を述べたとの限りで、認める。

主張は争う。

才 「(5) 乾熱実験」（49ないし52ページ）について

(ア) 「ア 最低温となる箇所の特定」及び「イ 本件噴霧乾燥器1の同型機のバグフィルタの下部の温度の計測」（49ページ）について

認める。

(イ) 「ウ 本件噴霧乾燥器 2 の同型機の最低温となる箇所の特定とその温度の計測」(49及び50ページ)について

おおむね認める。

ただし、外事一課員が本項記載の実験を行ったのは、「5月15日」ではなく、「5月9日」である。

(ウ) 「エ 温度が上がりにくい箇所の不検証」(50ないし52ページ)について

a 第1段落及び第2段落について

認める。

b 第3段落について

否認する。

c 第4段落について

おおむね認める。

ただし、原告会社従業員である [] (以下「原告会社 [] 」といふ。)は、「測定口」という文言は使わず、「計測器」と供述し、原告会社取締役である [] (以下「原告会社 [] 」といふ。)は、長時間かければある程度温度は上がると思うが、実際に測ったことはないため、どのくらい上がるかは分からぬ旨も供述しており、さらに、原告会社従業員である [] (以下「原告会社 [] 」といふ。)は、「測定口」という文言は使わず、「温度、圧力を測るパートの部分」は、風が通らず伝熱のみでなかなか温まらないが、時間をかければ温まる旨、洗浄をせずに空焚きをしても殺菌されることになると思う旨も供述している。

また、原告相嶋 [] (以下「原告 [] 」といふ。)は、温度が上がりにくい箇所は、バグフィルタの一番下やバグフィルタのポットのところである旨を供述したものである。

d 第5段落について

(a) 第1文について

おおむね認める。

(b) 第2文について

亡相嶋が、平成31年1月24日、外事一課員の取調べを受けた際、乾熱であつたらマンホールがあるため殺菌できない旨を述べたことは、認める。

その余は、否認する。

e 第6段落について

外事一課員が、本件各噴霧乾燥器の計器を挿入するための突起部位の検証実験を行わなかつたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

f 第7段落について

おおむね認める。

ただし、原告会社の役職員らは、温度が低くなる箇所について「測定口」とは述べていない。

g 第8段落について

外事一課員が、訴状第2の5(5)エ(50及び51ページ)記載の原告会社の役職員らによる取調べに係る各聴取結果のうち、原告[]に係る聴取結果以外について、聴取結果報告書を作成しなかつたこと、メモを起訴前に検察官に引き継がなかつたとの限りで、認める。

その余は、否認する。

外事一課員は、熱風の届きにくい箇所ができることがある旨を録取した原告[]の供述調書につき、検察官に送致している。

(I) 「才 曝露防止の不検証」(52ページ)について

外事一課員が、四ノ宮教授、健栄製薬株式会社研究開発部部長、安保管理課の担当者及びCISTECの職員から、本件要件への趣旨が製造

前後の曝露防止にある旨を聴取したこと、エアフィルタ製造業者である日本無機株式会社から、HEPAフィルタが、(JISの規格として)、0.3マイクロメートル以上の粒子に対して99.97パーセント以上の粒子捕獲率を持つものと定義されている旨を聴取したこと、本件各噴霧乾燥器による乾熱運転過程において実際に粉体が飛散するか否かについて検証実験を行わなかったことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

カ 「(6) 規制要件該当性に関する経済産業省への照会」(52ないし54ページ)について

(ア) 「ア 本件噴霧乾燥器1に関する規制要件該当性の照会」(52ないし54ページ)について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

(a) 第1文について

認める。

(b) 第2文について

否認ないし争う。

(c) 第3文について

認める。

c 第3段落ないし第5段落について

認める。

d 第6段落について

不知。

(イ) 「イ 本件噴霧乾燥器2に関する規制要件該当性の照会」(54ページ)について

認める。

(6) 「6 捜索差押、及び任意の取調べ」(54及び55ページ)について

ア 「(1) 捜索差押」について

認める。

イ 「(2) 証拠の任意提出及び任意の取調べ」について

(ア) 第1段落及び第2段落について

原告会社、原告大川原ら3名及び原告会社の役員及び従業員が、平成30年10月3日の検査差押え以来、任意の取調べ及び証拠物の任意提出に応じたこと、同検査差押えから原告大川原ら3名の逮捕までの1年以上の間に、原告大川原は40回、原告島田は39回(35回ではない。)、亡相嶋は18回、それぞれ任意の取調べに応じたこと、原告会社従業員ら関係者50名(45名ではない。)が任意の取調べに応じ、その回数が、原告大川原ら3名と併せて、少なくとも延べ合計264回(正確には291回である。)であることは、認める。

主張は争う。

(イ) 第3段落について

認める。

(ウ) 第4段落について

████████ 警部補が原告島田を任意で取り調べた際、「中国のあつてはならない場所に大川原のスプレードライヤがあった」旨を述べたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

(7) 「7 逮捕、勾留及び起訴並びに起訴後の身体拘束」(55ないし57ページ)について

原告大川原ら3名が令和2年3月11日及び同年5月26日に本件各被疑事件の被疑者としてそれぞれ逮捕されたことは、認める。

原告大川原ら3名が、本件各噴霧乾燥器は定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができないため、本件要件ハを満たさない旨を明確に述べ、

一貫して無罪を主張してきたとの点は、否認する。

その余は、相被告国に関する事項であり、認否の限りでない。

(8) 「8 亡相嶋の胃癌発覚並びに保釈請求及び勾留執行停止申立」ないし

「12 公訴棄却」(57ないし69ページ)について

令和3年2月7日に亡相嶋が進行胃癌のため死亡したこと、同年8月2日、裁判所が公訴棄却を決定したことは、認める。

亡相嶋の相続人が、同人の妻である原告相嶋[]、子である原告相嶋[]

[]及び原告[]の3名であり、その他に相続人がいないとの点は、不知。

その余は、相被告国に関する事項であり、認否の限りでない。

3 「第3 本件各噴霧乾燥器が客観的な規制要件に該当しないこと」(70ないし81ページ)について

(1) 「1 争点」(70ページ)について

認める。

(2) 「2 本件要件ハの意義と本件各噴霧乾燥器の要件該当性」(70ないし74ページ)について

ア 「(1) 本件要件ハの趣旨」(70ページ)について

(ア) 第1段落について

不知。

(イ) 第2段落ないし第4段落について

「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」が規制の対象とされていることは、認める。

噴霧乾燥器による乾燥工程の際、粉体化された製品の大部分は回収用ポットで回収されるが、装置内部に付着ないし堆積した粉体は回収されずに残るとの点は、外事一課において、噴霧乾燥器による粉体製造実験をしていないため、不知。

主張は争う。

イ 「(2) 滅菌・殺菌の定義」(70ないし72ページ)について

(ア) 第1段落について

認める。

ただし、昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿易局第322号「輸出貿易管理令の運用について」(甲13号証。以下「本件通達」という。)及び「貨物・技術一体化マトリックス」(甲12号証)において、定義されている。

(イ) 第2段落について

おおむね認める。

ただし、乾熱による消毒法が講学上存在しないとの点は、不知。

(ウ) 第3段落ないし第6段落について

AG原文及び原告ら訴訟代理人の和訳は、特段認否しない。

主張は争う。

ウ 「(3) 本件各噴霧乾燥器は要件ハに該当するか」(72及び73ページ)
について

本件各噴霧乾燥器にCIP機能が備わっていないことは、認める。

その余は、不知。

エ 「(4) 本件各噴霧乾燥器は曝露防止のための構造を有していない」(73
及び74ページ)について

(ア) 第1段落について

本件要件ハの趣旨が、噴霧乾燥器を用いて粉体化した細菌の製造前後における作業者の曝露防止であることは、認める。

主張は争う。

(イ) 第2段落及び第3段落について

本件噴霧乾燥器1の排風機の先にHEPAフィルタが取り付けられて
いることは、認める。

その余は、不知。

(ウ) 第4段落について

争う。

(3) 「3 捜査機関の定立する殺菌概念と本件各噴霧乾燥器の性能」(74ないし80ページ)について

ア 「(1) 捜査機関が各本件各噴霧乾燥器について本件要件ハに該当する」と判断した理由」(74ページ)について

認める。

なお、原告がいう「公安部解釈」を用いることについては、安保管理課も同様の見解である。

イ 「(2) 公安部解釈の誤り」(74ないし79ページ)について

(ア) 柱書ないし「イ 「殺菌」は、不特定の菌の感染能力を破壊することを意味するのであり、何らかの菌の感染能力を破壊することができればよいということではない。」(74ないし76ページ)について
争う。

(イ) 「ウ 経済産業省自身、本件通達解釈を噴霧乾燥器の規制運用に用いていない」(76及び77ページ)について

原告会社が、平成25年以降、経済産業大臣の許可を受けずに噴霧乾燥器の輸出を行っていたこと、外事一課員が聴取した噴霧乾燥器メーカーのうち、規制該当品として許可を得たことがあるのが藤崎電機株式会社のみであったこと、原告会社が平成28年7月にCISTECの職員に対し、原告会社製の噴霧乾燥器に規制該当品はない旨を回答したことは、認める。

本件通達の解釈が致命的な齟齬を抱えるものであったとの点、経済産業省において、平成25年に輸出管理規制が開始された頃から、本件通達の解釈が噴霧乾燥器に適用されるとの運用を行っていなかったとの点は、否認する。

その余は、不知。

(ウ) 「エ 公安部解釈は他の参加国の法令・運用とも異なる」(78ペー

ジ) について

他の A G 参加国の規制実態は、不知。

主張は争う。

(I) 「オ 曝露防止の点について」(78 及び 79 ページ) について

a 第 1 段落について

認める。

b 第 2 段落及び第 3 段落について

ガイダンスの記載内容については、認める。

主張は争う。

c 第 4 段落について

四ノ宮教授が、一番問題となるであろう被曝の点では、定置した状態で製造した細菌（ただし、本件省令 2 条の 2 第 1 項 2 号に列挙されている細菌のうちの一つのことを指す。）を全て殺すことができれば被曝するおそれはない旨の見解を述べていることは、認める。

その余は、不知。

ウ 「(3) 公安部解釈を前提としても、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しない」(79 及び 80 ページ) について

(ア) 第 1 段落について

おおむね認める。

ただし、外事一課の解釈は独自ではない。

(イ) 第 2 段落について

不知。

(ウ) 第 3 段落について

外事一課による温度実験において、計器を挿入するための突起部位の温度が計測されていないことは、認める。

主張は争う。

(I) 第 4 段落及び第 5 段落について

原告会社が実施した実験結果は、不知。

主張は争う。

- (4) 「4 小括」(80及び81ページ)について
争う。

4 「第4 捜査機関による逮捕及び勾留請求が違法であること」(82ないし103ページ)について

- (1) 「1 概要」(82及び83ページ)について
外事一課が、平成29年5月頃に本件の捜査に着手したこと、平成30年10月に原告会社本社等の捜索差押えを行い、同年12月以降、原告大川原ら3名を含む原告会社社員に対して、少なくとも延べ264回（正確には291回である。）取調べを行ったこと、令和2年3月11日に本件被疑事件1につき原告大川原ら3名を通常逮捕したこと、同年5月26日に本件被疑事件2につき原告大川原ら3名を通常逮捕したこと、令和3年8月2日に東京地方裁判所により公訴棄却決定がなされたことは、認める。

東京地方検察庁 [] 檢事（以下「[] 檢事」という。）による勾留請求、東京地方検察庁の検察官による公訴取消しについては、相被告国に関する事項であり、認否の限りでない。

主張は争う。

- (2) 「2 逮捕及び勾留請求の国家賠償法上の違法性判断基準について」(83ページ)について

最高裁判所昭和53年10月20日第二小法廷判決（民集32巻7号1367ページ）及び最高裁判所平成元年6月29日第一小法廷判決（民集43巻6号664ページ）の判示内容の限りで、認める。

- (3) 「3 公安部解釈の誤りを看過した点が違法であること」(83ないし95ページ)について

ア 「(1) 総論」(83及び84ページ)について
争う。

イ 「(2) 公安部解釈が誤りであることを知り、又は容易に知り得たこと」

(84ないし94ページ)について

(ア) 「ア 四ノ宮教授の見解が信用できないことを認識し、又は容易に認識し得たこと」(84ないし87ページ)について

外事一課員が、本件省令に定める病原性微生物のどれか1種類でも死滅すればよいとの四ノ宮教授の見解について、生物化学兵器の製造に用いる以上、病原性微生物のうち熱に強い芽胞形成菌を滅菌又は殺菌できることを要すると思われる旨の矢野教授及び健栄製薬株式会社研究開発部部長の見解を聴取していたこと、安保管理課の担当者から、滅菌（殺菌ではない。）のための指標菌はバチラス属（芽胞形成菌）にした方がよいのではないかという趣旨の話があったこと、四ノ宮教授が、一番問題となるであろう被曝の点では、定置した状態で製造した細菌を全て殺すことができれば被曝するおそれはない旨を述べていたこと、外事一課員が四ノ宮教授に対して本件各噴霧乾燥器において噴霧乾燥中及び製品回収時に製造された粉体が外部に漏れ出ると伝えず、四ノ宮教授がこの点について言及していないことは、認める。

仮に外事一課員が同事実を四ノ宮教授に伝えていたとすれば、四ノ宮教授は本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当し得ないとの見解を示したはずであるとの点は、不知。

その余は、否認ないし争う。

(イ) 「イ 経済産業省の回答が信用できないことを認識し、又は容易に認識し得たこと」(87ないし89ページ)について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

不知。

c 第3段落ないし第9段落について

外事一課が、本件噴霧乾燥器1の内部に熱風を送った際の最低温度箇所が「バグフィルタ」下部であることに関する実験結果を経済産業省に対する照会の添付資料としたことは、認める。

本件噴霧乾燥器1の内部に熱風を送った際の最低温度箇所が乾燥室内の「測定口」であるとの点、本件各噴霧乾燥器がいずれも、HEPAフィルタの設置により粉体が曝露しない状態を保つことが不可能であり、粉体の製造前後において粉体が曝露してしまう構造であったとの点は、不知。

その余は、否認ないし争う。

(ウ) 「ウ 本件通達解釈が不合理であることを認識し、又は容易に認識し得たこと」(89ないし94ページ)について

a 「(ア) 総論」(89ページ)について
争う。

b 「(イ) 本件通達解釈が噴霧乾燥器規制の実務において全く考慮されていなかったこと」(89及び90ページ)について

(a) 第1段落及び第2段落について

経済産業省が、平成25年に噴霧乾燥器の規制を導入して以降、本件通達の解釈が噴霧乾燥器に適用されると捉えていなかったとの点は、否認する。

その余は、不知。

(b) 第3段落ないし第5段落について

外事一課員が聴取した国内の噴霧乾燥器メーカー各社のうち、リスト規制に基づく許可申請をしたのが藤崎電機株式会社のみであったことは、認める。

関連事業者が本件通達の解釈に定める滅菌又は殺菌の概念が噴霧乾燥器に適用されると想えていなかったとの点は、不知。

その余は、否認ないし争う。

c 「(カ) 本件通達解釈と本件AG定義との齟齬が一見して明らかであつたこと」(90及び91ページ)について

外事一課員が、平成29年5月18日、四ノ宮教授から、AGで決定した原文は忠実に反映させる原則がある旨を聴取していたことは、認める。

経済産業省の所掌事務の詳細については、不知。

主張は争う。

d 「(イ) 日本以外のAG参加国において本件通達解釈と異なる国内法令の定め及び運用がなされていたこと」(91及び92ページ)について

(a) 第1段落について

不知。

(b) 第2段落ないし第4段落について

ハンドブックの存在については、認める。

ハンドブックの内容に関する原告の評価は、不知。

主張は争う。

e 「(オ) 本件通達解釈により本件要件への存在意義を没却することとなること」(92及び93ページ)について

外為法1条の規定内容、外事一課員が「disinfected」は医療界では「消毒」と訳されている旨を聴取していたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

f 「(カ) 警視庁公安部による捜査資料の隠避から本件通達解釈の不合理性について認識していたと推認できること」及び「(キ) 小括」(93及び94ページ)について

否認ないし争う。

ウ 「(3) 小括」(94及び95ページ)について

争う。

なお、勾留請求をしたのは、外事一課ではない（以下同じ。）。

(4) 「4 捜査機関が行った実験結果によっては公安部解釈による「殺菌」を立証できないことを看過した点が違法であること」（95ないし103ページ）について

ア 「(1) 総論」（95及び96ページ）について

(ア) 第1段落について

おおむね認める。

ただし、外事一課は、滅菌又は殺菌の概念につき「独自に」解釈したものではない。

(イ) 第2段落ないし第4段落について

外事一課による温度実験において、計器を挿入するための突起部位の温度が計測されていなかったことは、認める。

本件各噴霧乾燥器内部の「測定口」は、付属の乾燥用ヒーターによって装置内部を温め続けても、50°C程度までしか温度が上がらないとの点は、不知。

その余は、否認ないし争う。

イ 「(2) 本件各噴霧乾燥器内部の温度が上がりにくい箇所を見落したこと」（96ないし99ページ）について

(ア) 「ア 捜査機関による本件逮捕及び勾留請求前の乾熱実験」（96ページ）について

おおむね認める。

ただし、本件噴霧乾燥器1と同型器を用いた実験を行ったのは平成30年3月22日及び同年7月11日であり、本件噴霧乾燥器2と同型器を用いた実験を行ったのは令和元年5月9日である。

(イ) 「イ 捜査機関が「測定口」が最低温度箇所であることを認識し、また容易に認識し得たこと」（96ないし98ページ）について

a 第1段落及び第2段落について

本件各噴霧乾燥器の構造を観察すると、計器を挿入するための突起部位の存在を把握できること、外事一課の行った最低温箇所の温度計測実験が、アイエスジャパン株式会社からの聴取結果に基づいて行われたこと、同社が「実際にどの場所が低くなるかを計測したことはなく、あくまで理論上での考え方である」旨を述べたこと、同社が本件各噴霧乾燥器を保有していないこと、外事一課員が同社に対する再度の聴取を行っていないことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

b 第3段落について

平成30年12月14日に原告会社■、同月25日に原告会社■■、原告会社■及び原告■の取調べがそれぞれ行われたこと、原告■以外の者が噴霧乾燥器内部には袋小路となっているなど熱風の流れにくい箇所があり、これらの箇所は温度が上がりにくい旨を述べたこと、原告大川原が平成31年1月12日の取調べにおいて、粉体製造後に薬液洗浄せずに熱風をかけるだけでは隅まで殺菌することはできない旨を述べたこと、亡相嶋が同月24日の取調べにおいて、マンホールがあるため殺菌できない旨を述べたことは、認める。

その余は、否認する。

c 第4段落ないし第6段落について

否認ないし争う。

(ウ) 「ウ 小括」(98及び99ページ)について
争う。

ウ 「(3) 粉体化した細菌での耐熱性の検証を怠ったこと」(99ないし103ページ)について

(ア) 「ア 捜査機関による本件逮捕及び勾留請求前の耐熱性試験」(99及び100ページ)について
おおむね認める。

(イ) 「イ 捜査機関が粉体化した細菌による実験でなければ本件要件ハの該当性を判断できないことを認識し、また容易に認識し得たこと」
(100ないし102ページ)について

a 第1段落ないし第4段落について

外事一課員が、逮捕及び勾留請求が行われる前に、四ノ宮教授から、本件要件ハの殺菌対象は装置内部の粉体残留箇所である旨を聴取したこと、大阪府立環境農林水産総合研究所から、粉体の状態で乾熱運転した場合に焦げた粉体の下の菌が生き残っている可能性がある旨を聴取したこと、原告大川原が平成31年1月12日の取調べの際、乾燥させた菌（「粉体になった菌」とは述べていない。）はなかなか死がない旨、一旦ウェットにしなければならない旨を述べたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

b 第5段落及び第6段落について

████████ 警部補が平成29年12月4日に清水准教授から電話により聴取した内容は、認める。

主張は争う。

c 第7段落ないし第11段落について

外事一課が、平成29年12月5日、大阪府立環境農林水産総合研究所から、粉体の状態で乾燥運転した場合に菌が生存する可能性について聴取したこと、原告大川原から、乾燥させた菌（「粉体になった菌」とは述べていない。）はなかなか死がない旨を聴取したことは、認める。

原告大川原が国内の噴霧乾燥器のトップメーカーの社長を務め、粉体工学会の副会長を務めたこと也有ったとの点は、不知。

主張は争う。

(ウ) 「ウ 小括」(102及び103ページ)について

争う。

エ 「(4) 小括」(103ページ)について争う。

5 「第5 ■■■警部補の原告島田に対する取調べが違法であること」(104ないし112ページ)について

(1) 「1 はじめに」(104ページ)について

■■■警部補が、原告島田に対し、平成30年12月11日から令和2年2月10日（3月11日ではない。）までの間、39回（35回ではない。）の任意の取調べ（以下「本件任意取調べ」という。）を行ったこと、同年3月11日に原告島田を逮捕した直後の弁解録取（以下「本件弁解録取」という。）を行ったことは、認める。

主張は争う。

(2) 「2 本件任意取調べの違法性」(104ないし108ページ)について

ア 「(1) 事実」について (104ないし107ページ)

(ア) 「ア 原告島田の供述調書が全て ■■■警部補によりあらかじめ作成されたものであったこと」(104ページ)について

本件任意取調べにおいて作成された原告島田に係る供述調書が14通であること、■■■警部補が同供述調書について、本件任意取調べ開始前に、ある程度ドラフトを作成していたとの限りで、認める。

ただし、■■■警部補は、一連の本件任意取調べにおいて、原告島田が供述した内容に基づいてある程度のドラフトを作成していたものであり、原告島田に対して更なる取調べを行い供述調書を完成させた後、その内容を読み聞かせた上、閲覧させている。

(イ) 「イ 原告島田の供述調書の誤りを確認し指摘する機会を不当に妨害したこと」(104及び105ページ)について

■■■警部補が、原告島田に係る供述調書について、ある程度ドラフトを作成していたこと、原告島田が取調べ中にペンの借用を申し出たが貸与しなかったことは、認める。

ただし、[] 警部補は、事故防止、便宜供与の観点からペンを貸与しなかつたものである。

原告島田がペンを借用しようとした理由、同人が供述調書の誤りを見落としてしまうことが幾度となくあったとの点は、不知。

その余は、否認ないし争う。

(4) 「ウ 原告島田の供述調書の修正依頼等に不当に応じなかつたこと」

(105及び106ページ)について

a 柱書について

原告島田が[] 警部補に供述調書の修正を依頼し自身の認識を記載するよう求めたことがあること、[] 警部補が原告島田の修正依頼に応じなかつたことがあることは、認める。

この点については、[] 警部補が原告島田に対し、供述調書の記載内容の趣旨を説明したところ、原告島田が修正しないことに納得したものである。

その余は、否認ないし争う。

b ①について

否認する。

c ②及び③について

おおむね認める。

ただし、このようなやり取りは何度もあったわけではないし、[] 警部補は、本項記載の原告島田の供述が、経済産業省から示されていた規制要件と矛盾するなどしていたため、供述調書に記載することはできない旨を説明したものであり、原告島田も当時は[] 警部補の説明に納得していたものである。

d ④について

おおむね認める。

ただし、このようなやり取りは何度もあったわけではないし、[]

警部補は、原告島田が経済産業省から「乾熱等あらゆる方法で滅菌又は殺菌できるものが規制に該当する」旨の説明を受けていたという証拠資料があったにもかかわらず、乾熱による殺菌を一切発想したことになかった旨を供述したため、証拠資料と矛盾する内容を記載することはできない旨を説明したものであり、原告島田も当時は [] 警部補の説明に納得していたものである。

- (イ) 「エ 「殺菌」に関する不当な誘導」(106ページ)について
否認ないし争う。
- (オ) 「オ 原告島田に対する不当な発言」(106及び107ページ)について
a 柱書について
否認ないし争う。
- b ①について
[] 警部補が、平成30年12月20日、原告島田に対して、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国のあってはならない場所に納入されていた旨を述べたこと、同月26日に原告島田が当該発言について確認したため、原告会社製の噴霧乾燥器がある場所については捜査中である旨を答えたことは、認める。
ただし、[] 警部補は、当該事実があるものの、詳細については捜査中のため上記のような発言をしたものである。
その余は、否認ないし争う。
- c ②について
令和元年5月3日、原告島田が、[] 警部補に対し、発言した内容を調書にしてもらえないならもう協力したくない旨を述べたこと、[] 警部補が、供述調書は供述書ではなく調書なので、被疑者が言う内容を一言一句そのまま書類にするものではない旨を述べたことは、認める。

主張は争う。

d ③について

████████警部補が、原告島田に対し、日時は不明であるが、過去の不正輸出の事例ではほとんど逮捕されている旨、令和元年12月23日、「セイシンの植田さんみたいになりたいんですか。」などと述べたことは、認める。

ただし、████████警部補は、「過去の不正輸出の事例ではほとんどが逮捕されていますけど、島田さんは輸出規制の担当者、責任者として自分はどのように考えていますか。」などと述べたものであるし、また、原告島田が故意に、供述をはぐらかしたり、正対しない供述をしたため、「セイシンの植田さんみたいになりたいんですか。」との発言に至ったものである。

その余は、否認ないし争う。

e ④について

原告島田が、████████警部補に対し、ガイダンスに従って非該当と判断していた旨、空焚きは殺菌方法に入らないと思っていた旨を述べたことは、認める。

その余は、否認ないし争う。

イ 「(2) 任意取調べの国家賠償法上の違法性判断基準」(107及び108ページ)について

最高裁昭和59年2月29日第二小法廷判決(刑集38巻3号479ページ)及び千葉地裁平成15年6月2日判決(判例タイムズ1169号172ページ)の判示内容の限りで、認める。

ウ 「(3) 本件任意取調べが違法であること」(108ページ)について争う。

(3) 「3 本件弁解録取の違法性」(108ないし112ページ)について

ア 「(1) 事実」(108ないし110ページ)について

(ア) 「ア 本件弁解録取の経緯」(108ないし110ページ)について

a 第1段落及び第2段落について

████████ 警部補が、令和2年3月11日に本件弁解録取を行ったこと、この際、原告大川原ら3名が共謀して本件各噴霧乾燥器を無許可で輸出した旨を記載したドラフトを作成していたことは、認める。

ただし、████████ 警部補は、あくまで弁解録取書のドラフトを作成していただけで、原告島田の弁解を録取しなかったわけではない。

その余は、否認する。

b 第3段落について

████████ 警部補が原告島田に対して閲覧させた弁解録取書（以下、「████████ 警部補が最初に作成した弁解録取書を「弁解録取書①」といい、原告島田の求めに応じて再度作成した弁解録取書を「弁解録取書②」という。）の第2項に、「私は、弊社の噴霧乾燥器「スプレードライヤR L-E 5」が輸出規制に該当する不安を抱えながら、社長の大川原正明と現顧問の相嶋靜夫から指示された「非該当で輸出する」との方針に基づき、経済産業省に該非の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出した」旨が記載されていたことは、認める。

主張は争う。

c 第4段落について

認める。

d 第5段落について

████████ 警部補が、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋靜夫から指示された「非該当で輸出する」との方針に基づき」（以下「本件箇所」という。）を修正しないまま弁解録取書①を再度、原告島田に閲覧させたこと、同人がこれに署名及び指印したことは、認める。

ただし、████████ 警部補は、本件箇所につき、原告島田から修正を求められたものの、原告大川原と亡相嶋の了承なく原告島田だけで決める

ようなことは考えられないのではないかと申し向けたところ、原告島田が「納得いかないが、確かにそれはそうです。」などと述べて、本件箇所の記載に納得したため、修正しなかったものである。

████████ 警部補が本件箇所を修正したかのように振る舞ったとの点、原告島田が本件箇所が修正されていると信じ込んだとの点は、否認する。

e 第6段落について

原告島田が████████ 警部補に対して弁解録取書①の記載内容の変更を求めたとの限りで、認める。

その余は、否認する。

f 第7段落について

認める。

(イ) 「イ 本件弁解録取終了後の経緯」(110ページ)について

████████ 警部補が、本件弁解録取手続終了後の令和2年3月11日中に、弁解録取書①を裁断機にて裁断したこと、同月25日に本件弁解録取の状況について、被疑者弁解録取状況報告書を作成したこと、同報告書に、本項記載の「・」のうち、「・原告島田が████████ 警部補に、弁解録取書はなかったことに対するため、目の前で処分していただかないと納得できない」と興奮気味に申し立てた旨」以外の記載があることは、認める。

その余は、否認する。

イ 「(2) 被疑者取調べの国家賠償法上の違法性判断基準」(111ページ)
について

最高裁昭和59年2月29日第二小法廷判決(刑集38巻3号479ページ)及び東京地裁令和元年5月27日判決(研修856号19ページ)の判示内容の限りで、認める。

ウ 「(3) 本件弁解録取が違法であること」(111及び112ページ)について

否認ないし争う。

6 「第6 ■■■検事による公訴提起が違法であること」(113ないし117ページ)について

相被告国に関する主張であり、認否の限りでない。

7 「第7 損害」(118ないし131ページ)について

知らないし争う。

8 「第8 経済産業省関連の捜査メモの開示」(132及び133ページ)について

求釈明と解されるため、認否しない。

9 「第9 結語」(134ページ)について

争う。

第2 本件の事実関係

1 本件各被疑事件に係る犯罪事実の概要

原告大川原ら3名は、原告会社の業務に関し、外為法48条1項に基づき国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物であり、かつ、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち本件省令で定める仕様の本件噴霧乾燥器1(RL-5)及び本件噴霧乾燥器2(L-8i)がそれぞれ経済産業大臣の許可を受けなければならぬ貨物であったにもかかわらず、同許可を受けずに平成28年6月2日及び平成30年2月21日、中華人民共和国及び大韓民国に向けて、それぞれ輸出したものである。

2 本件各被疑事件の捜査経緯

外事一課員は、遅くとも平成29年5月頃には、本件各被疑事件の捜査に着手し、以下のとおり捜査を行った。

(1) 噴霧乾燥器メーカーからの聴取

外事一課員は、平成29年5月31日から平成30年2月5日までの間、国内における噴霧乾燥器メーカーである、日本ビュッヒ株式会社、G E Aプロセスエンジニアリング株式会社、藤崎電機株式会社、株式会社パウダリングジャパン及びアイエスジャパン株式会社から、噴霧乾燥器に関して聴取した結果、これらのうち、外為法48条1項に基づき輸出許可申請をした事実が確認できたのは藤崎電機株式会社のみであることを把握するとともに、日本ビュッヒ株式会社、株式会社パウダリングジャパン及びアイエスジャパン株式会社から、噴霧乾燥器は熱風によって殺菌できる性能を有している旨も聴取した。

また、外事一課員は、藤崎電機株式会社から、噴霧乾燥器を空運転させて装置内に熱風を送り込めば、装置の末端でも100度くらいの熱風が行き渡るため殺菌できると判断した旨、噴霧乾燥器が輸出規制対象に追加された頃、経済産業省四国経済産業局に対して相談した旨、外為法の趣旨を理解した上で、殺菌できる性能を有していると判断した旨を聴取した。

(2) 噴霧乾燥器ユーザーからの聴取

外事一課員は、平成29年5月11日から同年12月22日までの間、国内における噴霧乾燥器ユーザーである、MeijiSeikaファルマ株式会社、森永乳業株式会社、小川香料株式会社、長谷川香料株式会社、ナガセ医薬品株式会社、日清ファルマ株式会社、株式会社高純度化学研究所、東亜薬品工業株式会社、日産化学工業株式会社、秋田県総合食品研究センター、O A Tアグリオ株式会社、東芝燃料システム株式会社及び大阪府立環境農林水産総合研究所から、噴霧乾燥器に関して聴取した結果、商業ベースの工程としては、噴霧乾燥器を乾燥運転後に分解洗浄ないし定置洗浄を経ずに、当該機器付属のヒーターによる乾熱で内部の殺菌を行っているユーザーがほとんどない事実を把握したものの、それと同時にこれらユーザーの多數から、噴霧乾燥器は乾熱殺菌が可能な性能を有している旨も聴取した。

また、外事一課員は、平成29年11月1日、株式会社高純度化学研究所

から、噴霧乾燥器は空焚きすれば乾燥室からサイクロンの内部まで100度以上の熱風が行き渡る旨、同月24日、日産化学工業株式会社から、噴霧乾燥器は入口温度230度で乾熱を通せば、機器全体に100度以上の熱風が通るはずで、乾熱殺菌できるとの判断から本件要件ハに該当すると判断しており、同社でこの性能を有する噴霧乾燥器を輸出する場合は経済産業省の許可を得て輸出する旨を聴取した。

加えて、外事一課員は、平成29年9月6日に富士化学工業株式会社、同年11月10日に東亜薬品株式会社、同年12月22日に森永乳業株式会社、令和元年12月5日にミヤリサン製薬株式会社から、噴霧乾燥器内に粉体が残ったまま洗浄せずに乾熱運転するのみでも内部を殺菌することは可能である旨を聴取した。

(3) 有識者からの聴取

ア 本件要件ハの解釈について

外事一課員は、平成29年5月18日から同年12月22日までの間、四ノ宮教授、清水准教授、佐々木教授及び浦島教授から、本件要件ハの「殺菌」の解釈は、本件省令2条の2第1項2号に記載されている特定の細菌を死滅させて、その感染能力を失わせることである旨を聴取した。

また、外事一課員は、四ノ宮教授から、本件省令ハの解釈は、本件通達の解釈の「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものを含まない」が準用される旨、殺菌の対象とすべき細菌は法令上明記されておらず、本件省令2条の2第1項2号に記載されている細菌は、病原性や毒性が非常に強いことから、いずれも生物兵器に該当する旨、芽胞を形成しない菌（被告指定代理人注記：物理・化学的処理に対する抵抗性が弱い菌であり、大腸菌、ペスト菌、コレラ菌、志賀赤痢菌、チフス菌等がある。）であるペ

スト菌や野兎病菌は熱に弱いが、極めて毒性・感染力が強い菌であり、アメリカ疾病予防管理センターにおいて、生物テロに使われる病原体のうち最も危険とされるカテゴリーに含まれており、芽胞形成菌のみを規制対象とするのに合理的な理由はない旨も聴取した。

加えて、外事一課員は、浦島教授から、本件省令2条の2第1項2号に記載されている細菌は、その毒性の強さゆえに、殺傷目的で粉体化した場合、いずれも生物兵器に該当すると考えられる旨も聴取した。

これに対し、外事一課員は、平成29年9月25日から同年11月29日までの間、矢野教授及び健栄製薬株式会社研究開発部部長から、噴霧乾燥器が生物兵器を製造し得るという理由で規制の対象になっているのであれば、芽胞形成菌を滅菌レベルまで殺すことを要するのではないかという旨、大久保教授から、乾熱滅菌を行う場合は芽胞形成菌を使用する旨をそれぞれ聴取した。

イ 細菌の性質及び殺菌に関する実験等について

外事一課員は、平成29年11月22日から平成30年1月11日までの間、有識者から、細菌の性質及び殺菌に関する実験等について、以下の旨を聴取をした。

(ア) 清水准教授等

ペスト菌は、生物兵器等に使用される危険性が懸念されているところ、大腸菌より若干熱に対する抵抗性が弱く、大腸菌が死滅する条件で、間違いなく死滅する。

また、芽胞を形成しない菌であれば、粒子が重なった状態で乾熱処理をしたとしても、100度程度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇して死滅するし、噴霧乾燥器内部に細菌が焦げ付いたとしても、最終的には細菌の内部まで熱が行き渡り死滅する（この点につき、外事一課██████巡査部長は、清水准教授から供述を録取して供述調書を作成している。）。

(イ) 田中教授

噴霧乾燥器が100℃以上の温度を維持できるかという検査を行い、その検査データと同じ環境で、検査に適した菌を選定して殺菌実験を行う方法（被告指定代理人注記：乾熱滅菌器による実験方法）が最も科学的な方法と言える。最も本件省令の趣旨に沿った方法は粉体の菌を使用した実験と言えるが、研究者の立場から言えば、やる必要がないと思う。粉体よりガラス等で保護されているB I（被告指定代理人注記：バイオ研究や生物学研究などにおいて、滅菌、殺菌、消毒の効果を測定する際に用いられる指標体のこと。乙2号証）の方が若干耐性は強くなるはずで、乾熱滅菌器による実験の方がより厳しい条件で行えるので、粉体の検査は必要がないと思う。

(ウ) 大久保教授

噴霧乾燥器の実際の温度測定と乾熱滅菌器による消毒実験で証明するという方法は、最も適切な証明方法と言える。

(エ) 特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会瀬島理事長等
噴霧乾燥器内部にペスト菌粉末が残っていたとしても、装置内部
に100度の熱風が行き渡れば、いずれ焦げて灰になり死滅する。商業ベースでは殺菌前に洗浄工程を踏んでいるようだが、生物兵器製造という観点であれば、乾熱殺菌できると言える。

(4) 捜査方針の検討

上記(1)ないし(3)のとおり、外事一課は、噴霧乾燥器メーカー及びユーザーから、噴霧乾燥器は乾熱殺菌できる性能を有している旨、噴霧乾燥器内に熱風は行き渡る旨を聴取したこと、有識者から、本件要件ハの「殺菌」の解釈は、本件省令2条の2第1項2号に規定されている特定の細菌を死滅させることである旨（換言すれば、同号に規定されている細菌のうち、一つでも死滅させることができれば、「殺菌できる」ということになる。）、同号に規定されている細菌はいずれも病原性や毒性が強く、生物兵器に該当する旨、噴霧乾燥器の実際の温度測定と乾熱滅菌器により実験する方法が最も化学的で

あり最も適切な証明方法である旨を聴取したことから、これら聴取結果を踏まえ、本件省令2条の2第1項2号に規定されている特定の細菌が乾熱滅菌器で死滅する温度・時間を測定し、本件各噴霧乾燥器と同型器を用いて乾熱実験を実施することで、本件各被疑事件を立証する方針をとることとした。

(5) 細菌の耐熱性実験

ア 清水准教授による実験（平成29年11月22日付け回答）

外事一課長は、平成29年11月21日、清水准教授に対し、捜査関係事項照会書により、腸管出血性大腸菌血清型O157の乾熱に対する熱感受性の実験結果について照会したところ、100度60分間の乾熱滅菌器による熱処理によって、乾燥状態であってもO157は死滅していることが明らかになった旨の回答を得た。

なお、同実験では、細菌が含まれた培養液をスライドグラスの上にのせ、室温で放置して乾燥させた後に乾熱滅菌器に入れて熱処理をする方法を行ったものであり、外事一課員は、清水准教授から、細菌を乾燥させた理由について、熱風を利用する噴霧乾燥器で粉末菌を製造すると、熱に対する抵抗力が強くなる菌も出てくることを想定した旨を聴取している。

イ 田中教授による実験（平成30年2月19日付け回答）

外事一課長は、平成30年1月9日、田中教授に対し、捜査関係事項照会書により、ウェルシュ菌及び大腸菌の殺菌試験について照会したところ、110度2時間、120度2時間の乾熱処理により大腸菌及びウェルシュ菌が死滅した旨の回答を得た。

なお、同実験では、菌液をペーパーディスクに含ませ22度ないし室温で約36時間乾燥させた後、乾熱滅菌器に入れる方法で行ったものである。

ウ 清水准教授による実験（平成30年5月21日付け回答）

外事一課長は、平成30年5月15日、清水准教授に対し、捜査関係事項照会書により、腸管出血性大腸菌血清型O157の乾熱に対する熱感受性の実験結果について照会したところ、90度120分間の乾熱滅菌器に

による熱処理によって、乾燥状態であっても〇一五七は死滅していることが明らかになった旨の回答を得た。

なお、同実験でも、細菌が含まれた培養液をスライドグラスの上にのせ、室温で放置して乾燥させた後に乾熱滅菌器に入れて熱処理をする方法を行ったものである。

エ その他

なお、外事一課長は、警察庁科学捜査研究所長に対し、捜査関係事項照会書により、ペスト菌及び野兎病菌の殺菌の可否について照会し、平成31年3月18日付けで、75度以上1時間の乾熱温度条件でこれらの菌が死滅した旨の回答を得ている。

(6) 本件各噴霧乾燥器と同型器を用いた乾熱実験

ア 本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定

外事一課員は、平成30年3月12日にアイエスジャパン株式会社（噴霧乾燥器及びそれに付随するCIP機能の設備を含めたシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社）から、噴霧乾燥器の最低温となる可能性がある箇所は、装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロンの下部、バグフィルタの下部である旨を聴取していたことから、同月22日、本件噴霧乾燥器1と同型器を用いて、上記箇所を含む10箇所の温度測定実験を行ったところ、バグフィルタ回収容器部分に当たるバグフィルタ下部が最低温となることが判明した（なお、同実験は、あくまで、最低温となる箇所を特定するための実験であり、同箇所が何度まで上がるかを目的とした実験ではない。）。

イ 本件噴霧乾燥器1の同型器のバグフィルタ下部の温度計測

外事一課員は、平成30年7月11日、本件噴霧乾燥器1と同型器を用いて、同器内部に熱風のみを送り込む空運転を実施したところ、バグフィルタ下部において、3時間7分にわたって117度以上の温度が継続した。

ウ 本件噴霧乾燥器2の最低温箇所の特定及び同箇所の温度計測

外事一課員は、令和元年5月9日、本件噴霧乾燥器2と同型器を用いて、装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロンの下部の温度測定実験を行ったところ、いずれの箇所においても、少なくとも、3時間30分にわたって110度以上、4時間26分にわたって100度以上の温度が継続した（なお、本件噴霧乾燥器2にはバグフィルタの設置がない。）。

(7) 曝露防止に関する聴取

外事一課員は、平成29年12月11日、国内におけるHEPAフィルタをはじめとするエアフィルタの製造・販売の大手会社である日本無機株式会社から、噴霧乾燥器の運転時における微粒子の漏出に関して、HEPAフィルタ（被告指定代理人注記：空気中の塵等の微粒子を捕集して空気を清浄化するエアフィルタのこと、噴霧乾燥器等に取り付けて使用されているもの）の性能について聴取したところ、JISの規格として、 $0.3\text{ }\mu\text{m}$ 以上の粒子に対して99.97パーセント以上の粒子捕集率を持つものと定義されており、 $0.3\text{ }\mu\text{m}$ 以上の粒子であれば、物理的にほぼ100パーセントの粒子捕集が可能である旨を聴取した。

その後、外事一課員は、安保管理課から、噴霧乾燥器運転時に曝露しないような構造となっていることは、規制要件ではないとの回答を得た。

(8) 安保管理課に対する照会及び同課からの回答

ア 本件噴霧乾燥器1について

外事一課長は、平成30年8月3日、捜査関係事項照会書により、安保管理課長に対し、本件噴霧乾燥器1がいわゆるリスト規制に該当する貨物か否かについて照会したところ、同月10日付けで「該当すると思われる。」との回答を得た。

イ 本件噴霧乾燥器2について

外事一課長は、令和元年7月26日、捜査関係事項照会書により、安保管理課長に対し、本件噴霧乾燥器2がいわゆるリスト規制に該当する貨物か否かについて照会したところ、同年8月9日付けで「該当すると思われ

る。」との回答を得た。

(9) 捜索差押えの実施

外事一課員らは、以上の検査結果に基づき、本件被疑事件1につき、平成30年10月1日付け東京簡易裁判所裁判官の発した検索差押許可状に基づき、同月3日、関係各所の検索差押えを実施し、証拠品を差し押さえた。

(10) 原告大川原ら3名に対する任意の取調べ

外事一課員は、平成30年12月11日から令和2年2月26日までの間、原告大川原ら3名に対し、それぞれ任意の取調べを実施したところ、同人は、以下の旨を供述した。

ア　原告大川原の供述（平成31年1月12日から令和2年2月26日までの間）

①　噴霧乾燥器は薬液洗浄してから殺菌する必要があり、単なる熱風だと隅まで殺菌できないし、乾燥させた菌はなかなか死なないため、一旦ウエットにした上、150度くらいの熱を加えなければならない。

②　原告島田から輸出規制の案文を見せられたときに、「殺菌」が規制されていたので、当社の噴霧乾燥器が規制になる可能性があると思った。本来であれば、厳正な輸出管理をすべきであったが、経済産業省に詳細を確認せず、全器を無許可で輸出し続けてきた。

③　2012年頃、このままでは広範囲な規制になってしまうと懸念を抱き、規制対象を限定してもらうため、原告島田を通じて経済産業省に規制案文の変更を要望したが、反映されなかった。

イ　亡相嶋の供述（平成31年1月15日から令和2年1月23日までの間）

①　平成25年4月頃、「殺菌」という文字を規制内容に入れないよう経済産業省に要望したが通らなかつたため、当社の噴霧乾燥器が該当してしまう危険性があると思い、原告島田に「殺菌」の意味について経済産業省に確認するように指示した。

②　乾熱であつたら、マンホールがあるから（殺菌は）無理である。

- ③ 「滅菌」は全ての菌類を完全に死滅させること、「殺菌」はある特定の菌を1パーセントでも殺せれば殺菌であり、定義もされていない。
- ④ 本件噴霧乾燥器1は、経済産業省に輸出許可申請を行うべき案件であったと思う。

ウ 原告島田の供述（平成30年12月11日から令和2年2月10日までの間）

- ① 当時、噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込み、一定時間高温に保てば、一般的な細菌が死滅すると考えていた。噴霧乾燥器が発する熱風で、ある程度の菌を殺すことができると理解していた。
- ② 規制条件を広範囲にさせないため、経済産業省に対し、蒸気滅菌することができる専用の装置等を規制すべきと要望したが、受け入れられなかつたため、社長が他社にパブリックコメントを依頼していた。
- ③ 本件要件ハについて、乾熱により殺菌できるものとして該当と判定しなければならないところ、平成25年10月の輸出規制直前に、社長、顧問、私の3人で話し合い、本件要件ハを非該当として問題ないという方針が決まった。
- ④ 本件噴霧乾燥器1の内部で最も低温となる箇所は、バグフィルタ下部のはずである。

(II) 原告会社社員等に対する任意の取調べ

外事一課員は、平成30年12月11日から令和2年1月24日までの間、原告大川原ら3名を除く原告会社社員等約50名に対し、それぞれ任意の取調べを実施したところ、原告会社エンジニアリング部に所属する者をはじめ複数の社員が、①原告会社製の噴霧乾燥器は、熱風が内部に行き渡る構造になっていることから、殺菌できる性能を有している、②原告会社製の噴霧乾燥器は定型器等であれば、輸出規制貨物に該当するなどと供述したほか、③通常、風量や温度等の条件を調整しながら装置を運転しているため、乾燥室内壁に粉体が付着することはほとんどなく、稀に微量の粉体が付着すること

はあるが、堆積するまでには至らない、④噴霧乾燥器で最も温度が下がる部分は、バグフィルタ下部であるなどと供述した。

また、原告会社■■■、原告会社■■■、原告会社■■■及び原告■■■は、外事一課員に対し、以下の旨を供述した。

ア 原告会社■■■（平成30年12月14日）

原告会社製の噴霧乾燥器内部のサイクロン及び乾燥室内の圧力センサー等の部分は袋小路になっており、熱風が通り抜けないため温度が下がると思う。長時間運転すればある程度上がると思うが、実際に測ったことはないのでどのくらい上がるかは分からない。

イ 原告会社■■■（平成30年12月25日）

原告会社製の噴霧乾燥器内部には計測器（圧力計等）を設置しており、計測器は袋小路になっているため、熱風が流れないため、温度が上ががらず、本件要件ハに該当しないと思う。

ウ 原告会社■■■（平成30年12月25日）

スプレードライヤなので熱は出る。大腸菌は65度から死に始め、100度なら1分程度で死滅するため、殺菌できる可能性があるのは確実である。温度、圧力を測る部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか温まらないが、時間をかければ温まる。

噴霧乾燥器を洗浄せずに空焚きした場合は、炭化、発火するが、殺菌されることになると思う。

エ 原告■■■（平成30年12月25日）

高温と乾燥という理屈で考えると殺菌できると思うが、機械を長時間回すためには、水で安定させないと火事になる可能性もあるため本件要件ハに該当するか微妙である。

バグフィルタの一番下は空気が流れにくいので温度が上がらず、風を通すのが難しいと思う。バグフィルタのポットのところは、特に温度が上がらないかもしれない。

そして、外事一課員は、令和2年1月23日、原告[]につき、噴霧乾燥器内部に熱風の届きにくい箇所ができることがあるが、配管の角度等を調整し、そのような箇所をなくしている旨を録取した供述調書を作成している。

(12) 捜索差押えの実施及び原告大川原ら3名の逮捕

外事一課員らは、本件被疑事件1につき、令和2年3月10日付け東京簡易裁判所裁判官の発した検査差押許可状に基づき、同月11日、関係各所の検査差押えを実施し、証拠品を差し押された。

また、外事一課員は、本件被疑事件1につき、同月10日付け東京簡易裁判所裁判官の発した逮捕状に基づき、同月11日、原告大川原ら3名を通常逮捕した。

(13) 原告大川原ら3名に対する本件被疑事件1に係る逮捕後の取調べ等

ア 原告大川原に対する取調べ等

(ア) 弁解録取

外事一課員は、原告大川原から弁解を録取したところ、同人は、①噴霧乾燥器の輸出規制が開始される前から本件噴霧乾燥器1等が解釈によっては輸出規制に該当する可能性があると思っていた、②経済産業省に該非を確認せず、許可申請することなく、本件噴霧乾燥器1を無許可で中国へ輸出したことは間違いないなどと供述した。

(イ) 取調べ

外事一課員は、原告大川原の取調べを実施したところ、同人は、①本件要件ハの「殺菌」について、方法も程度も規定されていないため、熱風を当てたら菌が死ぬという程度を問わない殺菌であれば、本件噴霧乾燥器1は殺菌できることになる、②規制を最大限大きく解釈すれば本件要件ハが該当となり、結果として本件噴霧乾燥器1は輸出規制に該当する可能性があった、③自社製噴霧乾燥器が規制に該当する可能性がなくはないことを認識しながら、経済産業省に確認することなく無許可で輸

出し続けていたことは事実であり、事前に確認して許可申請して輸出すべきであったなどと供述した。

イ 亡相嶋に対する取調べ等

(ア) 弁解録取

外事一課員は、亡相嶋から弁解を録取したところ、同人は、本件噴霧乾燥器1は、該当器として経済産業省へ輸出許可申請をすべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いないなどと供述した。

(イ) 取調べ

外事一課員は、亡相嶋の取調べを実施したところ、同人は、本件要件ハについて、「殺菌」という言葉がある以上、該当の可能性があると思っていたため、本件噴霧乾燥器1は、経済産業省に輸出許可申請をしておけばよかったですなどと供述した。

ウ 原告島田に対する取調べ等

(ア) 本件弁解録取

████████警部補は、原告島田から弁解を録取し、「私は、弊社の噴霧乾燥器「スプレードライヤRL-5」が輸出規制に該当する不安を抱えながら、社長の大川原正明と現顧問の相嶋靜夫から指示された「非該当で輸出する」との方針に基づき、経済産業省に該非の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出したことに間違いありません。」と記載した弁解録取書①を作成した。

████████警部補は、弁解録取書①を原告島田に示したところ、原告島田が「社長の大川原正明と現顧問の相嶋靜夫から指示された「非該当で輸出する」との方針に基づき」(本件箇所)を削除するよう求めたため、社長と顧問の了承なく原告島田だけで決めるることは考えられないのではないかと申し向けた。すると、原告島田は、「納得いかないが、確かにそれはそうです。」などと述べたため、████████警部補は、原告島田が本件箇所を弁解録取書①に記載することにつき納得したものと判断し、弁解録

取書①を完成させて再度閲覧させたところ、誤りのないことを申し立てて、欄外に指印した後、末尾に署名及び指印した。

その後、弁解録取書①を見ていた原告島田が、弁解録取書①の内容が違う旨、確認しないで署名した旨、私の言っていないことが入っている旨、原告大川原及び亡相嶋と「非該当で輸出する」と決めたわけではない旨、弁解録取書①をなかったことにしてほしい旨を述べた。

■ 警部補は、改めて原告島田から弁解を録取したところ、本件箇所を削除すれば納得できる旨を述べたため、弁解録取書①から本件箇所を削除した弁解録取書②を作成してその内容を確認させたところ、原告島田は、「はい、これで大丈夫です。」と述べて、弁解録取書②の欄外に指印した後、末尾に署名及び指印し、「先ほどの書類（引用者注：弁解録取書①）はなかったことにしてください。」などと述べた。

■ 警部補は、弁解録取書①を二つ折りにし、取調べ室机上に置いていた不要文書用の茶箱に入れ、その後、弁解録取書①を裁断機で裁断した（ただし、■ 警部補は、弁解録取書①について、弁解録取書②を作成したため、送致不要であるとの認識のもと裁断したものであり、本件弁解録取の実態を隠蔽しようとしたわけではない。）。

(イ) 取調べ

■ 警部補は、原告島田の取調べを実施したところ、同人は、①経済産業省から、本件要件ハに関して、乾熱等のあらゆる方法による「滅菌又は殺菌ができるもの」という条件を示されたことから、弊社の噴霧乾燥器が規制に該当してしまうという不安な気持ちになった、②弊社噴霧乾燥器の輸出規制該当性を懸念しながら、本件噴霧乾燥器1を無許可で輸出したことに間違いないなどと供述した。

エ 事件送致

外事一課長は、令和2年3月12日、本件被疑事件1を東京地方検察庁検察官に送致した。

なお、原告大川原ら3名は、以降の取調べを黙秘した。

(14) 原告大川原ら3名の再逮捕及び取調べ等

外事一課員は、本件被疑事件2につき、令和2年5月21日付け東京簡易裁判所裁判官の発した逮捕状に基づき、同月26日、原告大川原ら3名を通常逮捕（再逮捕）し、同人らに対し、以下のとおり弁解録取及び取調べを実施した。

ア 原告大川原に対する弁解録取及び取調べ

外事一課員は、原告大川原に対し、弁解録取及び取調べを実施したところ、同人は、弁解録取において、本件噴霧乾燥器2を輸出はしていると思うが亡相嶋や原告島田と共に謀はしていない旨を供述し、取調べにおいて、本件噴霧乾燥器2を大韓民国に輸出する際、経済産業大臣に許可申請することなく輸出したことは間違いない旨を供述した。

イ 亡相嶋に対する弁解録取及び取調べ

外事一課員は、亡相嶋に対し、弁解録取及び取調べを実施したところ、同人は、いずれにおいても、自身は関与していない旨を供述した。

ウ 原告島田に対する弁解録取及び取調べ

外事一課員は、原告島田に対し、弁解録取及び取調べを実施したところ、同人は、いずれも黙秘した。

エ 事件送致

外事一課長は、令和2年5月27日、本件被疑事件2を東京地方検察庁検察官に送致した。

なお、原告大川原ら3名は、以降の取調べを黙秘した。

(15) 公訴提起及び公訴棄却決定

原告大川原ら3名は、本件被疑事件1につき令和2年3月31日、本件被疑事件2につき令和2年6月15日、それぞれ東京地方裁判所に公訴を提起され（甲34号証及び甲36号証）、令和3年8月2日、同人らに対し、公訴を棄却する決定がなされた（甲111号証）。

第3 原告らの主張に対する反論

おって、準備書面を提出する。

以 上